

## 学費分割納入申請上の注意事項

※高等教育の修学支援新制度等の減免対象者並びに認定待ち、申請予定の方につきましては、分割納入はできませんので予めご了承願います。延納許可願は、申請することが可能です。

### 1. 対象者

(1) 当該年度前・後期の学費納入期限までに、学費の半分が納入可能な方。

前期学費納入期限: 令和7年 4月 30日

後期学費納入期限: 令和7年 10月 31日

※休日の場合は、金融機関の翌営業日

(2) 高等教育の修学支援新制度等の減免対象並びに認定待ち、申請予定のいずれにも該当しない方

### 2. 申請期限

令和7年4月21日(月) 期限厳守

### 3. 申請方法

オンラインによる申請

※注意事項をご確認の上、本学統合認証のアカウントを有する学生本人が、保証人承諾の上でオンラインにて申請を行ってください。

### 4. 申請上の諸注意

必ず保証人の同意を得た上で、申請を行ってください。

### 5. 学費分納の納入期限

前期・後期の学費納入を各2回に分け、分納する。(年間4回で納入)

(前期分) 第1回目 納入期限: 令和7年4月30日

第2回目 納入期限: 令和7年7月31日

(後期分) 第1回目 納入期限: 令和7年10月31日

第2回目 納入期限: 令和8年1月31日

### 6. その他

審議の結果分納が許可された場合は、保証人宅に「分割許可書」および分割後の振込用紙を改めて送付致しますので、第1回納入期限までに手続きを行ってください。その際、分納第1回目・第2回目では納入金額が異なりますので、必ず第1回目の振込用紙を使用し、納入してください。

#### **重要事項**

期の途中で退学や転学をする場合は、それまでに納入した学費は返還されません。

また、2回目の納入を期限までに行われなかった場合は学費未納者となり、取得単位の認定を受けることが出来なくなるもののほか、督促に応じない場合には学則により退学処分となりますのでご注意ください。